

平成30年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：平成31年2月1日（金）14時00分～15時30分

場 所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】

小柳 松夫、沖本 廣幸、船橋 武男、舟橋 雅彦、舟橋 幸正、野畑 紀子、北出 恵子、河邊 文雄、野々垣 重男、杉本 真一、河村 典久、一戸 貢、貝 隆、中村 豊子、馬場 容子（15名）

【欠席委員】

水谷 勉、高橋 浩司、五藤 隆夫、川淵 義隆、加藤 豊（5名）

【事務局】

神戸市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、長谷川（妙）ごみ減量推進係長、長谷川（宏）収集美化係長、夫馬主査、近藤主事

内 容

藤田 課長	<p>本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よろしく申し上げます。</p> <p>なお、水谷委員、高橋委員、川淵委員、加藤委員からは、あらかじめ欠席の連絡をうけております。</p> <p>はじめに、事務局を代表しまして神戸市民生活部長より挨拶申し上げます。</p>
神戸 部長	<p>～ あいさつ ～</p>
藤田 課長	<p>会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆さまはご起立ください。</p> <p>本日お配りしました次第に市民憲章を掲載していますので、こちらをご覧ください、私が先導させていただきますので、続いてご唱和申し上げます。</p> <p>～ 市民憲章唱和 ～</p>

藤田課長	<p>ご着席ください。</p> <p>これより平成30年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。</p> <p>なお、この会議及び会議録は、公開となりますのでご承知おきください。</p> <p>はじめに小柳会長からごあいさついただきます。</p>
小柳会長	<p>～ あいさつ ～</p>
藤田課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第3の議事に入りたいと思いますが、議事の進行については、「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項に基づき、小柳会長にお願いをいたします。よろしくをお願いします。</p>
小柳会長	<p>それでは、次第に沿って進めます。議事（1）「平成31年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について」事務局の説明を求めます。</p>
近藤主事	<p>それでは、議事（1）「平成31年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について」ご説明します。</p> <p>内容については、すでに第2回会議で説明をさせていただいておりますが、1点修正をさせていただいたほか、前回は空欄でした来年度の排出見込量を追記しております。</p> <p>まず修正点ですが、計画の2ページをご覧ください。</p> <p>本市の分別区分や排出方法を示すページですが、該当箇所に灰色で網掛けしてあるとおり、雑がみの排出方法に紙袋を追加しています。</p> <p>こちらについては、当初危惧をしていました異物の混入がほとんど見られなかったことや予めから市民の皆さんより「紙袋</p>

近藤主事	<p>でも出せるようにしてほしい」という要望が多数寄せられていたことから、すでに1月から実施をしており、来年度も継続して実施をすることから計画の内容を修正いたしました。</p> <p>なお、雨天時や個人情報気になる方は今後も緑袋で排出していただくこととし、広報こまき1月1日号や回覧などで周知をすでにしています。</p> <p>修正点については以上となります。</p> <p>続いて排出見込量については、6ページをご覧ください。</p> <p>こちらの数値については、12月時点の実績をもとに前年度からの伸び率により算出をしています。</p> <p>ただし、一部の区分においては単純に計算するだけでは実態と乖離することから、施策等を加味して算出しております。</p> <p>例えば、剪定枝のごみ集積場収集や雑がみの毎週収集により燃やすごみを減量し、その分資源を増加させているほか、昨年12月から小牧岩倉エコルセンターの計量器が改修されたことに伴い、エコルセンターへの一般搬入について家庭系と事業系との区別ができるようになったため実態に合わせて、事業系ごみを減量し、家庭系の燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみを増加させています。</p> <p>特に粗大ごみについては影響が大きく、これまで家庭系粗大ごみはシールを貼って自宅付近へ出す戸別収集の排出量のみとしておりましたが、今回から戸別収集分の量と直接持ち込み分の量を合わせた数値としています。</p> <p>説明は以上です。</p>
沖本委員	<p>民間事業者で空き地などにコンテナを置き、雑がみや新聞を回収していますが、その回収量は把握しているのですか。</p>
近藤主事	<p>市が仲介しコンテナの設置を誘致した事業者については毎月の回収量を報告していただいておりますが、それ以外の事業者については、把握しておりません。また、民間事業者のコンテ</p>

近藤主事	<p>ナ回収については、計画で示した見込量には含まれていません。</p>
沖本委員	<p>古紙について特に雑がみは、分別が簡単になったことの影響もあり排出量が増加しています。リサイクル率が向上するのでよいことですが、その反面でゴミ集積場を圧迫しています。</p> <p>したがって、古紙やプラ製容器包装の収集を週2回にすればゴミ集積場の圧迫が解消する上に、リサイクル率もさらに向上すると思いますがいかがでしょうか。</p>
藤田課長	<p>プラ製容器包装の週2回収集については、区長会から特別要望として出されており、後日回答させていただく予定ですが、日常の巡回業務での確認状況から一部の地域でゴミ集積場が圧迫している状況にあることは承知しております。</p> <p>市としましては、お地元にごみ集積場を拡充していただいたり、民間事業者のコンテナを利用していただいたりできるような市民の皆さんが資源を出しやすい環境を整え、改善させていければと考えております。</p>
沖本委員	<p>同じ広さの敷地でも近年は、昔よりも多くの家が建つようになっていきます。開発協議が必要な場合には、ゴミ集積場の設置を指示することができますが、不要の場合は指示することができない状況です。</p> <p>ゴミ集積場を新設せずに7、8軒の家ができ、既存の地元のごみ集積場を利用されるとどうしても圧迫することになります。</p> <p>そのような状況で私の区では新しくゴミ集積場を新設することになりましたが、借地での利用となります。この場合に市から補助金が出たり、地元任せではなくよりゴミが出しやすいようゴミ集積場の設置の促進をされたりするのか伺いたいです。</p>

長谷川 (妙) 係長	<p>ごみ集積場の設置や補修の場合には、ごみ集積場整備費補助金として市から補助金を交付しています。また、窓口でもそれぞれの個別のご相談も受け付けておりますので、ご連絡いただければと思います。</p>
小柳 会長	<p>ごみ集積場の管理については、問題がないところもあれば問題を抱えているところもあり、地域によって状況が異なりますので、相談があった場合には、応じていただくということをお願いしたいと思います。</p>
藤田 課長	<p>会長がおっしゃったとおり区によって事情が異なります。ごみ集積場の整備費補助金につきましては、改良の案件もありましたが、新設整備の申請もたくさんありました。したがって、市としましても申請に対して全てお応えできるように予算を確保したいと考えております。</p> <p>また、開発許可がいる案件については、ごみ集積場の設置の指示等ができていますが、不要な案件については目が行き届いていない状況にあります。こちらにつきましては、今後の課題として検討してまいりたいと考えています。</p>
舟橋 (幸) 委員	<p>共同住宅について度々区長の間で話が出ますが、6戸以上の物件はごみ集積場を設けるように条例で制定された以降の物件は問題がありません。しかし、条例制定以前に建設された物件の中には6戸以上ある上に、ごみ集積場を設置する敷地があっても市から指示がないからと言ってごみ集積場を設けていないところがあります。</p> <p>その場合、入居者は区のごみ集積場を使用することとなり、その方たちの分までごみ集積場の清掃や分別指導などをしなければならないことに不満を覚える当番もおおり、家主と軋轢が生じることもあります。</p> <p>したがって、条例制定以前に建設された物件に対して指示とまではいかななくても、要望という形で家主などに出していただ</p>

舟橋 (幸) 委員	くことはできないのでしょうか。
藤田 課長	<p>条例につきましては、平成28年4月に改正をし、6戸以上の共同住宅を新たに設置する場合にはごみ集積場を設置していただくこととし、遡りの規定についてはございません。</p> <p>しかし、日々のパトロールの中でお地元のごみ集積場を使用している共同住宅の入居者が不適切にごみを出した場合には、物件のオーナーや管理会社に対して指導を実施しており、それでも入居者が不適切な排出を続けた場合、状況によっては条例に規定があるとおりごみ集積場の設置を命ずることができることとなっています。</p> <p>もしお困りの案件がございましたら、後にごみ政策課までご相談ください。</p>
一戸委員	<p>事業系ごみについて事業者も売り上げの関係があるので中々減らすことができないと思いますが、事業系ごみの処理手数料が10kgにつき200円で安価であるのに対し、平成29年度の一般会計では衛生費の中にごみ処理費があり、衛生費約43億円のうち約16億円、全体の約36.8%をごみ処理費で使っている現状です。</p> <p>この16億円の大半が市民税から支出されるわけですが、ごみ処理手数料を見てもみますと122万円しか入ってきていません。</p> <p>そこで、このごみ処理手数料の妥当性と見直しの予定があるのかを伺いたいです。</p>
藤田 課長	<p>小牧岩倉エコルセンターにおけるごみ処理手数料につきましては、以前値上げをし、家庭系と事業系を共に10kgにつき200円と改定をさせていただきました。</p> <p>この金額については、名古屋市を含めて尾張地域のごみ処理施設での手数料と同額となります。</p> <p>また、平成29年度においては事業系ごみを約11,642</p>

藤田課長	t 処理しており、10kgにつき200円のごみ処理手数料をいただいております。この収入については、市の歳入ではなく小牧岩倉衛生組合の歳入に組み込まれています。
貝委員	事業系ごみのごみ処理手数料の値上げは検討されているのでしょうか。
藤田課長	受益者負担という考え方もありますが、ごみ処理手数料については、小牧岩倉衛生組合の条例で規定されており、今のところ組合から値上げを検討しているという話は聞いておりません。
沖本委員	ごみ処理単価については、処理施設で1年間に要する費用を1年間で処理するごみの量で割り返せば算出できると思います。もし10kgにつき200円という金額でまかなえていなければ、ごみ袋の料金に上乗せして徴収する方法があるかと思いますが、いかがでしょうか。
藤田課長	<p>ごみ処理単価を算出するにあたって、どの段階での費用を用いるかによって金額が異なりますが、平成27年度にごみ処理施設を更新した影響もあり、10kgにつき200円ではまかなえておりません。</p> <p>委員がおっしゃったとおり、特に関東圏ではごみ袋にごみ処理費を上乗せするごみの有料化を実施しているところがあります。</p> <p>本市でもシミュレーションを重ねておりますが、現段階では実施の予定はありません。家庭系と事業系で分けて考える必要があるとは思いますが、家庭系においてはごみ袋の購入費は生活に直結するものでありますので、慎重に判断をする必要があると考えています。</p>
沖本委員	要望ですが、ごみ集積場の名前を変更できないでしょうか。

沖本委員	ごみと聞くとイメージが悪く、実際に資源はもちろん、小牧岩倉エコルセンターで処理されているものも溶融された後、リサイクルされていますのでリサイクルステーションのような名称にさせていただくことを検討していただきたいです。
藤田課長	検討します。
舟橋(雅)委員	<p>私の区では従来、カラスネットを使用したごみ集積場でしたが、市販の商品で枠を作成して改良しました。</p> <p>すると、区民からごみ集積場がきれいになったという声が上がりましたし、プラ製容器包装の袋が散らかることもなくなりました。ごみを出す人も出しやすくなるうえに、収集員に伺うと収集しやすいと言っておりましたので、ご参考になればと思います。</p>
長谷川(妙)係長	ご提案ありがとうございます。ごみ集積場に関する相談がよく窓口でありますので、管理についてお悩みの相談の方に先進事例として提案していきます。
北出委員	羽毛ふとんのリサイクルが始まりましたが、最近は羽毛が入ったジャケットもあります。ジャケットでもリサイクルできるのでしょうか。
長谷川(宏)係長	<p>羽毛ふとんのリサイクルを始める前に、事業者を確認しましたが、残念ながらダウンジャケットはリサイクルできないとのことでした。</p> <p>また、古布としてもリサイクルできないことから燃やすごみとして出してください。</p>
小柳会長	その他の質問もないようですので続いて、議事(2)「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」事務局の説明を求めます。



近藤主事

それでは、続いて、議事（２）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」ご説明します。

まず、「１．感謝状の贈呈について」、（ア）趣旨は、資源回収の推進に尽力した団体並びにごみ集積場の美化及びごみの分別・減量の推進に尽力した団体へ感謝の意を示すことです。

（イ）対象は、資源回収貢献団体については、市に登録をしている資源回収団体、ごみ集積場管理功績団体については、区（地域の自治会）のうち、趣旨を満たすものです。

（ウ）選出数は、平成２５年度から記念品の贈呈を廃止したことから制限なしとなっておりますので、それぞれの選考基準を満たした団体すべてを表彰することとします。

感謝状は、３月に開催する資源回収団体連絡会議の冒頭で市長からお渡しさせていただく予定です。

続いて、「２．選出団体（案）について」ですが、まず（ア）資源回収団体についてご説明します。

選考基準については、今年度から雑がみを回収の必須項目から除いたため、雑がみの回収率を基準としていた昨年度までのものとは変更し、古紙・古布全体の回収量を基準としました。また、実施回数についても基準のひとつとしました。

選出団体の案については、裏面の表１のとおりです。こちらに挙げた団体が基準を満たした団体です。子ども会や小・中学校、一般の団体まで選出することができていることから表１にあります１５団体を案として挙げさせていただきます。

続いて、（イ）ごみ集積場管理功績団体についてご説明します。

選考基準については、原則、未表彰の地区の中のうち、ごみ集積場の早朝指導や日常の巡回業務、監視カメラの設置やごみ集積場の補修の実施の有無等から特に管理に尽力していると認められる地区とします。

選出団体の案については、裏面の表２のとおりで、９団体を

近藤主事	案として挙げさせていただきます。
	<p>これらの団体につきましては、本日の会議終了後、各団体へ選出された旨を直接連絡し、承諾をいただいたうえで感謝状を贈呈する予定です。</p>
	<p>以上で説明を終了します。</p>
一戸委員	<p>最も優秀だった団体へはどのような賞で表彰するのでしょうか。</p>
近藤主事	<p>選出させていただいた団体につきましては、優劣をつけるわけではなく、すべて感謝状という題名で贈呈させていただきます。</p>
舟橋(雅)委員	<p>表2のごみ集積場管理功績団体ですが、具体的にどのような基準で選出したのでしょうか。</p>
長谷川(妙)係長	<p>表彰の趣旨としてはごみ集積場の美化やごみ分別・減量の推進に尽力した団体へ感謝の意を表することであり、どの区も尽力いただいているとは思いますが、啓発の意味も込め、原則として未表彰の団体から選出させていただいております。</p>
北出委員	<p>以前にも選考基準を具体的にしたらどうかという話がありましたが、どの団体もがんばっているので表彰されていない団体を順番に表彰してはどうかということになったのでしたね。</p>
藤田課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
舟橋(雅)委員	<p>以前、市から照会があった際には、区で実施している指導の回数について回答しましたが、各区で実施している早朝指導や巡回業務の正しい回数はわかりません。したがって、選考基準</p>

舟橋 (雅) 委員	が曖昧のように感じます。
長谷川 (妙) 係長	先ほどの趣旨の説明と重複するところがありますが、〈参考資料〉表4のとおり、市の職員が市内全域を幅広く巡回させていただき確認をしています。また監視カメラについては、区からの申請に基づき市が2か月間設置するものとのことで、その他ごみ集積場の補修の実績をもとに未表彰の区から選出させていただきました。
中村 委員	区で監視カメラを設置したり、ごみ集積場を補修したりするときは市から補助金が出るのでしょうか。
藤田 課長	<p>市においては、ごみ集積場整備補助金制度を設けており、ごみ集積場を新規で設置したり、改修を施したりするときや区で監視カメラを設置するときには補助金を交付しております。</p> <p>またそれとは別で、お地元では多様な方法でごみ集積場の維持管理にご尽力いただいております、それに対してはごみ集積場維持管理交付金制度を設け、各区へ補助金を交付しております。</p> <p>表彰団体につきましては、ごみの排出方法の周知、啓発などを含めすべての区で何かしらのご尽力をいただいていることから、市としても感謝の意を表することで、区のモチベーションを高める意味も含め、幅広く、最終的にはすべての区を表彰したいと考えております。</p>
小柳 会長	ごみ集積場管理功績団体の選考については数値で集計できるものではなく、感謝の意を表し今後につなげていく意味も含んでいますのでご理解いただけると幸いです。
一戸 委員	<p>表1の資料で資源回収貢献団体の一覧を見ると整理番号6の東町子供会は実施回数が多くがんばっています。</p> <p>このことから皆さんが非常に資源回収に関心が高いのだなと思いましたが、たしかに実施回数や回収量も大切なのです</p>

一戸委員	<p>が、何人が参加したのかということも大切だと思います。</p> <p>人数を集計することは難しいかもしれませんが、同じ人が何回も参加しているよりも幅広い人が参加し、資源回収がもっと広がっていけばと思いました。</p>
小柳会長	<p>選考基準について様々なご意見があるかと思いますが、今回提案された選出団体について特に問題がなければ事務局の案を採用したいと思いますがいかがでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
小柳会長	<p>以上で本日予定している議事を終了します。</p>
杉本委員	<p>先ほど議事の中で言いそびれてしまいました但现在、中国の事情もありリサイクル社会の構築が困難になっておりますが、皆さんは分別した資源がどのようにリサイクルされているか知っていますか。</p> <p>小牧市は分別収集したプラ製容器包装を富山環境へ搬入しており、出荷が追いつかない状況だと思います。</p> <p>したがって、せっかく分別したものがごみになってしまうので、それをごみ処理施設の炉でフラフ燃料として使用することはできないのでしょうか。フラフ燃料の場合6,000kcalあり、塩素濃度は0.03%なので環境にも支障ありません。そういうものをなぜ使わないのでしょうか。</p> <p>出先のことを考えていかないと今後、リサイクル社会を構築することはできないと思います。たしかに食品リサイクルを推進し、堆肥化、飼料化することはいいことだと思いますが、それを使用する農家は今後増えていくのでしょうか。</p> <p>私はもっと将来的なことを見通しながら、今後の処理方法を考えていかなければならないと思います。</p>
沖本委員	<p>小牧岩倉エコルセンターは熔融炉であり、プラ製容器包装を</p>

<p>沖本委員</p>	<p>入れれば、コークスに代わる助燃材となるはずです。</p> <p>私は他の地方公共団体に勤めていたのですが、その際、溶融炉の設計に携わったことがあります。その施設も当初、プラごみは入れていませんでしたが、コークスに代わる高カロリーの助燃材となるため、現在は溶融処理しています。</p> <p>したがって、コークスの使用量が減少しており、コークスの単価が1 tあたり5～6万円で溶融物の約5%必要であるため多額の費用を要します。</p> <p>それに加えて、現在、プラ製容器包装の収集は週1回ですが、プラ製容器包装が燃やすごみに入ることで週2回収集となるため、ごみの排出量が平均化され、ごみ集積場の圧迫が改善されると思います。</p>
<p>杉本委員</p>	<p>沖本委員の意見に付け加えですが、フラフ燃料とは収集したプラスチックを破砕して、サイコロ状に梱包するもので私の会社でも取り扱っています。これは古紙メーカーなどで助燃材としてボイラーに投下され使用されますが、出荷先があまりありません。こんなによい助燃材なので使用していくべきです。</p> <p>これまでリサイクルすると言って収集してきたプラ製容器包装は多くが中国へ送られてきました。その中国へ輸出ができなくなり、マレーシアへ切り替え、そして他の東南アジア諸国へ切り替え、現在、最終的に国内で循環させようとしています。ごみ処理に携わる業界は火の車です。したがって、国内の火力発電の原料としたり、小牧市でも小牧岩倉エコルセンターで使用したりすべきです。この先の先を生きる子どもたちのためにも検討いただけるとありがたいです。</p>
<p>藤田課長</p>	<p>委員のおっしゃったとおり、ごみの世界は大きく変動し、必ずとも循環ができていない状況です。</p> <p>プラごみについて補足いたしますと、プラスチック製品とプラ製容器包装の2種類があり、プラスチック製品は破砕ごみや小型のものであれば燃やすごみとしてエコルセンターで溶融</p>

藤田課長	<p>処理しており、プラ製容器包装は別の処理施設へ運搬しています。</p> <p>プラ製容器包装については、生活の中で多量に出るものなので、国がメーカーと市町村とで協力して資源化していくシステムをつくり、それに則って本市も分別収集しています。</p> <p>しかし、資源化するのに多額の費用がかかっているため、中央の状況を注視し、現在の処理体制を見直しながら、適正な処理を心掛けていかななくてはならないと考えております。</p>
河村委員	<p>プラスチックごみを燃料化することは重要だと思います。以前は、塩化ビニルなどが燃やすとダイオキシンを発生させるということで問題となっていました。今の製品はポリエチレンやポリスチレン、ポリプロピレンのような材質のものが増えてきています。そのことから考えると、燃やすとダイオキシンが発生するとは考えられないので、助燃材として活用していく方針があってもよいのではないかと思います。</p>
馬場委員	<p>先ほど杉本委員からごみ処理に携わる業界が火の車とありましたが、エコルセンターに入れる場合、お地元の問題や従業員の数や負担の問題が出てくると思います。ごみ処理施設を建設した際に決められたお地元との決まり事もありますよね。</p>
藤田課長	<p>たしかにごみ処理施設は昔から迷惑施設と考えられている傾向があります。今の施設は環境保全の基準に則したものとなっていますので、都会では街中に建っているところもありますが、ごみ処理施設の近隣ではごみ収集車が1日に何台も通過するため、通過後には臭いが気になることもあります。</p> <p>本市でも建設の際に、お地元と環境面について取り決めをしたうえで、建設のご了解をいただいているところであります。</p>
杉本委員	<p>プラスチックについて補足しますが、私たちがいわゆるサーマルと呼んでいるものには、携帯電話のような塩素を多く含む</p>

杉本委員	<p>ものは該当しません。</p> <p>プラ製容器包装の中でも、発泡スチロールやトレイなどはリサイクルするため、溶解し、圧縮し、もう一度発泡スチロールになります。</p> <p>フラフ燃料に適しているのは、コンビニのレジ袋のような透明なビニールなどであり、コークスの代わりとして使用できます。</p>
沖本委員	<p>先ほど臭いの話がありましたが、私が以前勤めていた市でプラ製容器包装を処理しても臭いは変わりませんでした。</p> <p>しかし、プラスチックを適正に処理できるのは小牧市を含めガス化熔融炉を使用している施設であり、焼却施設を使用している自治体ではできません。</p> <p>ガス化熔融炉は1600～1800℃でごみを溶かしますが、焼却炉は800℃程度でダイオキシンの処理が問題となります。また、焼却炉は施設によっては、プラスチックを燃やすと休炉中に残ったプラスチックが固まってしまい、炉が傷んでしまうことがあります。ガス化熔融炉の場合はそのような心配をする必要はなく、臭いの問題もありませんので十分実現できると思います。</p>
河村委員	<p>私はエコルセンターの委員も務めております。たしかに1000℃以下ではダイオキシンの発生などの問題がありますが、エコルセンターの炉の性能はよいのでプラスチックを処理しても支障ないと思います。また臭いはほとんどありません。</p>
船橋委員	<p>リサイクル率の数値を示して見えますが、実際は最後まで処理をして初めてリサイクルできたと言えるのではないのでしょうか。</p>
小柳会長	<p>多数のご意見ありがとうございました。これまで分別するよう周知してきたので、急に燃やす方針に転換することができな</p>

小柳会長	<p>い行政の悩みもあるのではないかと思います。したがって、来年度以降において今後の一定の方向づけを見つけていくこととします。</p> <p>以上で本日予定している議事を終了します。続いて、次第4その他について事務局の説明を求めます。</p>
長谷川(妙)係長	<p>特にありません。</p>
小柳会長	<p>長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございます。これにて閉会とします。</p>